（株）シノハラ不当解雇撤回闘争を振り返って

篠原鉄工労組　河合　利夫

（株）シノハラは、創業１９１９年、静岡市葵区産女に工場を持ち、中型のオフセット印刷機械の製造販売をしていた会社でした。従業員数は３００名、年間の売上額７８億円を上げ、全世界的に市場をもっていました。２００８年９月のリーマン・ショック後は、売上が半減しました。

会社破綻の原因は

○　グラフを見て下さい。売上高と借入金が交差するあたりが、リーマン・ショックが発生した（２００８年９月）です。その後２００９年の３月には、売上が半減して売上高と借入金が逆転しています。
まさに２００８年９月から２００９年３月までの６ヶ月間に２０億円強の借入増、毎月 3.3 億円ずつ借入を増やしています。

○　しかし、会社は２００９年６月まで減産もせず大型の新機種の開発に取組み、深夜残業や休日出勤を繰り返してきました。
全従業員は、不安を抱き会社に提言しています。

○　その後も未完成の機械を製造し続け販売し、トラブル続きで出費増を招きこれ以上借り入れができない状態（自転車操業）に陥りました。

○　そこには、アメリカにも多数出荷していましたが回収が全くなされていない状況もあったとも言われています。

組合は、リーマン・ショック直後①、直ちに減産し雇用調整助成金を活用するように②、未完成の機械は出荷しない③、部品管理の強化などの合理化案を提案、しかし会社は、大型の新機種の販売で経営危機を免れると、甘い考えのもとで経営を進め破綻しました。

売上高と借入金が逆転しています　　（３月３１日の決算書より）

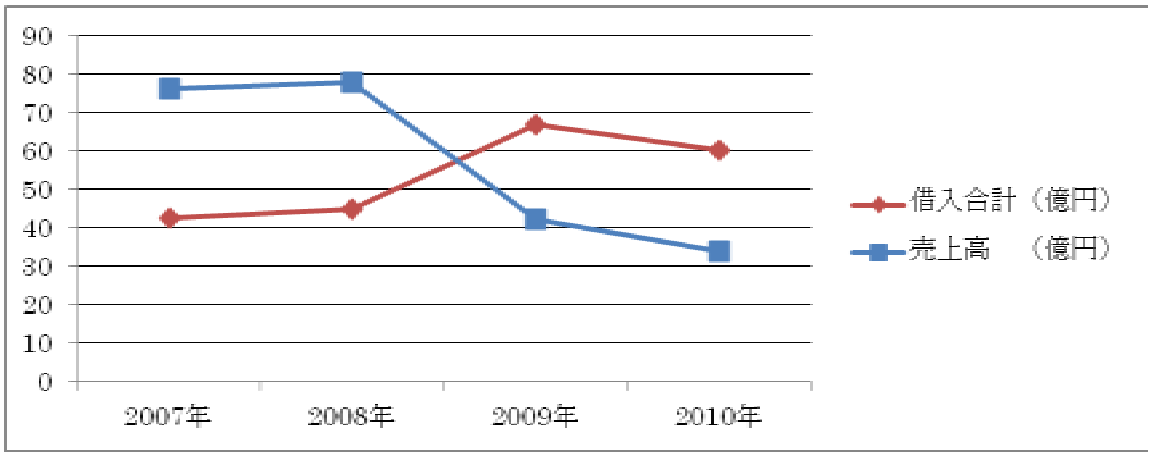

その後の経過

２０１１年
　1月１１日民事再生の申請
　1月１８日に５７歳以上の者を集め整理解雇を通告
　1月２０日に事前協議も無しに整理解雇
　3月1日２２名が地位保全を求めて提訴
　4月８日と5月２０日に口頭弁論（７２の傍聴席万席に）
　7月８日に民事再生の廃止決定が出され全従業員が解雇
　　その後、裁判は中断され破産管財人と和解交渉
２０１２年
　1月３０日に和解成立。

整理解雇された時の状況は

○　１２月・1月分の賃金と年末調整の未払い状態。
○　労災の者２名、あと２ヶ月厚生年金を掛ければ６０歳から満額年金を支給される者２名、家やその他のローンを抱えている者もいました。
○　突然集められ私達の事情には全く耳をかさず、一方的に解雇されました。

裁判と和解交渉の目的

○　整理解雇を撤回し職場復帰を目指す
○　「整理解雇の 4 要件」の法理を守り、企業が苦しければ簡単に働く者の首を切れる事を許さない
○　（株）シノハラの破綻の原因を正し会社再建を目指す
○　会社破産後は、破産管財人との和解による解決を目指す

裁判と和解交渉の焦点

○　「整理解雇の 4 要件を全て満たさなければ、整理解雇は無効」に対し「要件ではなく要素ととらえ一つでも満たせば、整理解雇は有効」の二つの主張で争われる予定でした。
　しかし、7月８日に民事再生の廃止決定が出され全従業員が解雇されました。
○　その後は、裁判は中断され破産管財人との間で整理解雇日「１月２１日」から民事再生の廃止決定が出された日「7月８日」までの雇用を認めどれだけの賃金を支払ってもらえるかの和解交渉となりました。

和解内容

「その期間の賃金相当額の 6 割（会社都合の休業に伴う手当支給義務水準）を財団債権として認める。支払は、破産法の規定に従って支払う。」事で和解しました。
よって支払は破産後の会社資産の関係で財団債権の 4 割程度、更に支払時期も早くて 5 月の末に出来れば良いとの見込みでしたが、現段階では更にずれ込み８月の末あるいは、年末になる事も有り得ます。

最後に

会社とは、団体交渉で意見を言い合う機会はありましたが、会社の社長や取締役員は、組合や他人の意見を無視する体質がありました。又、リーマン・ショック後の金融危機や世界同時大不況への誤った対処、さらに大型の機械を開発するだけの技術力もありませんでした。

組合は、中小企業労組交流会で雇用調整助成金の存在や今回の不況が単なる不況でない事を学習会等で学んでいましたので、リーマン・ショック直後に組合から３項目の提案を出しています。

しかし、組合員の中にも非正規切りや年配者の首切りを公然と主張する者や裁判などよりも早く職を探す方が得策だ、そのお金を組合員に分けるべきだとの意見も出されました。会社からの攻撃よりも組合員のこう言った意見の方が・・・・・でした。

この様な背景には、アメリカ・イギリスで推進された（注１）「新自由主義」政策が中曽根・小泉政権等によって日本に持ち込まれ、リーマン・ショック直後の大企業による「派遣切り」を目の当たりにした労働者にも、それが正当な対処方に見えたのでしょう。

我社でも破綻の原因を明らかにせず場当たり的な対処､「組合の弱体化」と「経費削減」を目指した５７歳以上の整理解雇では、生産性が落ちる中パワハラ的指導が展開されるが、最後まで赤字経営から抜け出す事ができませんでした。

中小企業の労使間では、社会の流れや会社の状況を共に把握し合い、その対処方を共有し合う姿勢が常に求められています。その点について、労使間と組合組織内での追及が足りなかった事を反省しています。

（注１）「新自由主義とは」、低福祉、低負担、自己責任を基本とする小さな政府論。福祉・公共サービスなどの縮小、公営事業の民営化、経済の対外開放、規制緩和による競争促進、労働者保護廃止、反共などを基本とする経済政策。などの市場原理を極力活用した資本主義経済体制の事。

以下に『「篠原労組　整理解雇撤回」報告集会』のパンフを転載します。
（前掲論文と一部重複する所があります。）

2012年4月22日(日)16:30～
ホテルセンチュリー

お礼の言葉

相羽篠原労組委員長

　篠原労組は、組合結成以来 38 年間静岡地区労連を軸に地域の皆様に支えられて活動してきました。結成当初、不当配転の裁判を経験して地域にねざした運動とりわけ争議支援には総力を注いできました。そのかいあって今回の裁判闘争には、国労・通産労・生協・フジカラー・建交労・ほるぷ労組等々多くの争議経験労組や静岡県評・静岡地区労連傘下組合、更には、日本共産党・生健会・労研などの民主団体、個人活動家・篠原ＯＢ・１４名の弁護士先生による弁護団によって闘いが進められ和解による解決をはかる事が出来た事を心より感謝申し上げます。

　私達働く者にとって職を失う事は生活の基盤を失うことでした。それを会社は民事再生法の申請状態であるから解雇はやむを得ないと、話し合いにも応じずいとも簡単に整理解雇を強行してきました。「整理解雇の 4 要件」をもとに、働く者の権利を主張し裁判に提訴して闘いましたが、会社が破産した為職場復帰はかないませんでした。しかし、最後まで働く者の立場に立っての闘いができたことを誇りに思っています。本当に有り難うございました。

和解内容

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

　会社が倒産したため破産管財人との交渉は、整理解雇された日（１月２１日）から会社の破産手続移行に伴う労働者の全員解雇日（7 月 8 日）までの賃金をどの程度認めてもらえるかになりました。

　「その期間の賃金相当額の 6 割を財団債権として認める。支払は、破産法の規定に従って支払う。」事で和解しました。

よって支払は破産後の会社資産の関係で財団債権の 4 割程度、更に支払時期も早くて 5 月の末に出来れば良いとの見込みです。

静岡県評議長　　林　克ご挨拶

篠原労組のみなさん、長い間の困難な取り組み、ほんとうにご苦労までした。会社が立ち直れなかったことは残念ですが、みなさんの団結が多くの貴重なものを勝ち取ったことも確かです。

一方篠原の会社当局は、何回か出た交渉の中でも当局としての自覚に欠け、もう少し皆さんの声を聴く耳を持っていれば、もしかしたら違う展開があったのではないでしょうか。

長年、私は青年部のときから地区労などで篠原労組といっしょに活動してきました。長年地域の労働運動の中軸として活動されてきたことに敬意を表します。だからこそ昨年１月に民事再生法の適用と解雇が発表されて以降、地域の仲間があれだけ支援に駆けつけてくれたのだと思います。

今、新たな環境のもとにみなさんが生活しているわけですが、それぞれたいへん苦労をされていることと思います。その中でも、篠原労組でつちかった労働者の団結をいつまでも忘れないでください。

解決は皆様の勇気のたまもの

弁護士　諏訪部史人

まず、迷われ、不安を抱えながら、不当な解雇に立ち向かわれた原告の皆さんに心から敬意を表明します。

会社の破産手続移行に伴う労働者の全員解雇日までの賃金相当額の６割（会社都合の休業に伴う手当支給義務水準）の支払い義務のあることを認めさせたのは、原告の皆さんの勇気のたまものであることは明らかです。

会社は、再生の展望が極めてあいまいなまま、事実上無給で就労を継続させたり、実際には再生に必要な人員を突然組合との協約を無視して解雇するなど、人道にもとる行為を断行してきました。

その意味では、皆さんの怒りは当然であり、弁護団が若手の弁護士を含め即結成できたのもそれゆえでありました。

やはり、自らの権利は自ら守らなくてはならないことをあらためて教えていただいた案件であったとも思います。

長年にわたり苦楽を共にしてきた同僚との別れの寂しさは察するに余りありますが、皆様が御健勝であられることを心からお祈りしています。

細澤実支援共闘会議議長ご挨拶

篠原鉄工労組解決集会にあたり、支援共闘会議を代表して一言ごあいさつを申し上げます。

会社側の一方的な民事再生法申請の中で、労働条件切り下げ・不当解雇、そして、会社倒産、全員解雇となり、交渉・訴訟・宣伝などの運動を粘り強く積み重ね奮闘してきた篠原鉄工労組のみなさん。最終、管財人との和解交渉となり、満足は行かなかったものの最後の最後まで闘ってきた組合員皆さんに敬意を申し上げます。本当にご苦労様でした。

現在、労働情勢は労働者・国民の生活を脅かしています。格差と貧困が大きく広がり、ワーキングプアー・フリーター・派遣労働など不安定雇用労働者が１２００万人以上にもなり、年金医療の改悪も進んでいます。また。野田内閣民主党政権のもとで、消費税引き上げと社会保障の削減を目指す「税と社会保障の一体改革」、全国各地の原発の運転再開、普天間基地県内移設、憲法審査会始動による改憲を進めてきています。これらをストップする運動も継続的に精力的に進めることが求められています。

最後に、今後の皆様方のご活躍とご健康を願い、引き続き地区労連に対しましても、一層のご指導・ご協力、ご鞭撻をお願いしあいさつとさせていただきます。

松永支援共闘会議事務局長ご挨拶

篠原労組とは、結成以来の付き合いであり、闘いの指導にも携わりこの様な不本意な形での終結に慚愧の思いです。

篠原労組は、会社との一定の距離を保ちながら真面目で基本に忠実な組合として、争議支援・学習会・集会に必ず参加し民間の組合として、地域共闘に大きな役割を果たしてくれました。そんな力を背景に水準の高い労働条件を獲得していました。

しかし、リーマンショク以降の不況の中で販売不振が拍車をかけて次第に会社の収支状況も悪化して、組合との十分な協議のないまま現状のような最悪の結果を招いた事について、その指導に深く責任を感じています。

本当に会社の実情について労使が真剣に協議し「倒産させない為の努力」をしたのだろうか。国や自治体や銀行などへの要請行動を組織したのだろうか。篠原の闘争に物心両面の支援や行動を組織できたのだろうか・・・反省ばかりです。

静岡地区の民間組織が閉鎖や合併などによって解散などのやむなきに至っています。大企業の組合は連合に組織され、中小の職場は圧倒的に未組織におかれています。そうした困難な状況の中で、倒産してもあきらめず粘り強く闘い終結した篠原労組の闘いには貴重なものがあります。

これから、あちこちの職場で今までの経験を生かして労働組合を組織する力になったときに、篠原の闘いが生きたものになることを期待し挨拶とします。

裁判の目的

○　整理解雇を撤回し職場復帰を目指す
○　「整理解雇の 4 要件」の法理を守り、
　　企業が苦しければ簡単に働く者の首を切れる事を
　　許さない
○　（株）シノハラの破綻の原因を正し会社再建を目指す
○　会社破産後は、破産管財人との和解による解決を目指す

篠原支援共闘会議結成以後の取組み

２０１１年1月２１日　早朝整理解雇撤回決起集会　篠原支援共闘会議結成
２２日　組合員全員団体交渉
2月　４日　第２回支援共闘会議
７日　団体交渉　ｐｍ３：００
１１日　臨時大会「あざれあ」9 時
２１日　第３回支援共闘会議
3月　１日　提訴　記者会見　16 時　県庁　当事者全員参加
4月　１日　団体交渉 pm13：30
８日　第１回口頭弁論ａｍ１１：３０
１５日　第４回支援共闘会議
5月　１日　メーデー後「篠原労組励ます会」35 名
１３日　第５回支援共闘会議
２０日　第２回口頭弁論　ｐｍ３：００
6月　６日　第６回支援共闘会議
7月　８日　民事再生手続きの廃止決定　全従業解雇
２０日　第７回支援共闘会議
8月１１日　管財人に申入れ　執行委員会
１９日　管財人との交渉「シノハラ」
２１日　臨時大会　生活支援と今後の組合活動について
２４日　第８回支援共闘会議
9月２３日　第 37 回定期大会
１０月　６日　第９回支援共闘会議　延期
２８日　労働債権者説明会
１１月１６日　第９回篠原支援共闘会議
２０１２年　1月３０日　管財人と和解成立

和解に至るまでの経過

創業１９１９年（株）シノハラは静岡市葵区産女に工場を持ち、中型のオフセット印刷機械の製造販売をしていた会社でした。従業員数は３００名、年間の売上額７８億円を上げ、全世界的に市場をもっていました。２００８年９月のリーマン・ショック後は、売上が半減しました。
しかし、会社は減産もせず大型の新機種の開発に取組み、深夜残業や休日出勤を繰り返してきました。

組合は、①直ちに減産し雇用調整助成金を活用するように、②未完成の機械は出荷しない、③部品管理の強化などを提案してきましたが、聞く耳を持たず大型の新機種の販売で経営危機を免れると、甘い考えのもとで経営が進められました。

２００９年３月の決算時には長期・短期の借入金が前年度より２１億円増（下記のグラフ参照・売上額と借入金が逆転）を招きました。６月から減産し雇用調整助成金を活用し始めました。しかし、これ以上の借入が出来ない状態に陥り、その後は自転車操業を続け２０１１年１月１１日民事再生法の申請をしました。突然１月１８日に５７歳以上の者を集め整理解雇を通告しました。事前協議も無しに１月 20 日に解雇、問答無用の整理解雇に 3 月 1 日２２名が地位保全を求めて提訴しました。

７月８日に会社が破産し全従業員が解雇されました。その後は破産管財人との和解交渉となり、２０１２年１月３０日に和解が成立しました。

２００９年に借入金と売上が逆転しています

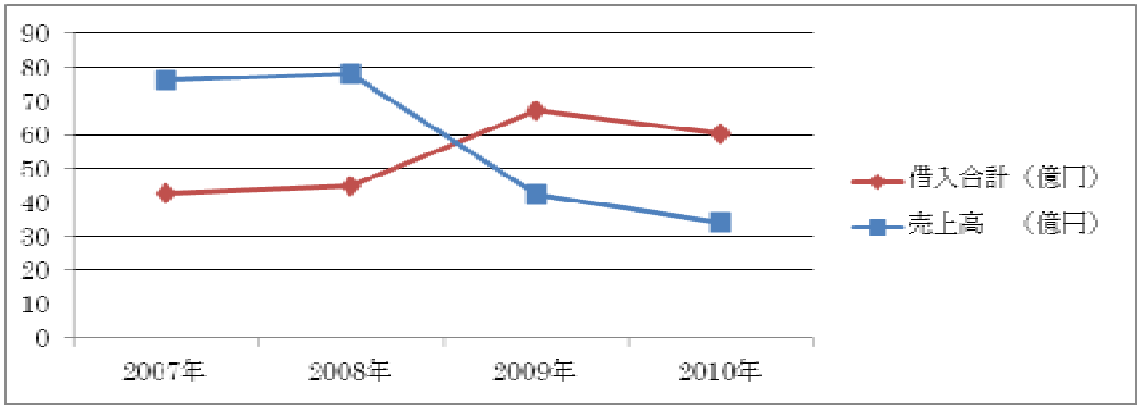

メッセージの紹介　　（　敬称略　）

○40 年前から篠原鉄工労組の闘いには注目していました。本当に御苦労さまでした。　石川哲矢

○和解の成立おめでとうございます。今までの闘いお疲れ様でした。和解の内容を実施させるようさらに一緒に闘いましょう。　石川津由子

○不当な解雇に対して闘っていこうとされた皆様の行動は同じ様な立場に立たされた労働者に励ましを与えました。一応の区切りをつけるという事で、本当に御苦労さまでした。新たな歩みに踏み出して下さい。　森栄司

○地域の労働組合の先頭にいつも篠原の組合の旗がありました。整理解雇、会社破綻という厳しい状況下でのたたかい、本当に苦しかったと思います。まだまだ闘いが続くと思いますが…身体に気をつけて。連帯を込めて　小川峯子

○長い間の解雇撤回闘争、解決して良かったですね。この教訓を今後の労働運動に生かして頑張りましょう。　杉山次郎

○今後とも皆さまと一緒に各種制度の利用・改善に頑張りましょう。　酒井幸七

○原告団の決意が本件和解にまで到達しました。皆様のご健勝をお祈り申し上げます。　諏訪部史人

○団結と支援に対し心より敬意を表します。　大賀功

○和解成立良かったですね。夫達、元フジカラー労組の闘争の時は篠原の組合の方々に、いつも心強いご支援を頂きまして有り難うございました。夫が裁判の傍聴に参加できない時は、せめて私が参加させて頂かなくては・・と思って参加した私です。そんな私にまで御丁寧にお案内を頂きまして有り難うございました。皆様、健康に留意されてどうぞこれからも頑張って下さい。　高松令子

○御苦労さまでした。みんなに会えるのを楽しみにしています。増田正二

○民事再生・・破産と様々な経過をたどりましたが、一様の解決ができて良かったです。あとは履行の確保ですね。　靏岡寿治

○残念ですがこれからも労働者の権利を守る為に頑張りましょう。　尾川博

○御丁重な案内状有り難うございます。喜んで参加させて頂きます。高齢に至りましたが、労働者の闘いと労働組合の前進には外殊期待を寄せています・大兄らの一層のお元気、御活躍を希っています。小林三郎

○貴組合の前向きな活動に励まされる事が多くありました。これまでの経験を生かして、それぞれ新たな出発をして下さい。御苦労さんでした。　長谷川宏蔵

○厳しい情勢の中、果敢に闘う貴労組に敬意を表します。　三輪矩正

○篠原鉄工所労働組合ガンバロー　大石芳朗

○皆様に宜しくお伝えください。　桜井貴夫

○長い間お疲れ様でした、この様な解決で残念です。　日渡光二

○お疲れ様でした。資本の横暴を許さず闘った皆様に敬意を表します。団結して闘う事の大切さを改めて感じています。　中村皓雄

○お返事が遅れました。ご苦労さまでした。皆様方の今後のご活躍を期待しています。ともにがんばりましょう。　四宮隆司

○和解成立おめでとうございます。当日は所用の為参加できず申し訳ありません。1日も早く支払いがされますように。　浦田浩幸

○当日は他に用件があって参加できなくて残念です。盛会をお祈りしています。　梅澤武夫

○長い間ご苦労さまでした。皆様の健康お祈りします。　田村秀弘

○国鉄闘争では大変なご支援を頂きながら、貴労組の闘いには大した力にもなれなくて大変申し訳なく思っています。此の度一応のけじめをつけられるとのことですが今後、お力になれる事があればできるだけ協力するつもりです。これまでのご奮闘に敬意を表します。北野樹雄

この度の編集にあたり、お忙しいなか弁護士の先生や各団体の長の方々には原稿の依頼を快く引き受けて頂き有り難うございました。

尚、支援して頂いた方々からも心温まるメッセージを多数お寄せ頂き完成する事ができました。

作成にあたられた事務局の皆様の御協力にも感謝しています。有り難うございました。

篠原鉄工所労働組合

ありがとう

38年